## 税制改革とコモン・ストック

池 F. 惇

#### はじめに

税制の改革とその多方面にわたる影響を考えるとき,税制を現代社会の基本的な構造とのかかわりで,どのように位置づけるかは,重要な意味をもっている。

例えば、1987年にアメリカ経済学会が刊行を開始した経済誌「ザ・ジャーナル・オブ・エコノミック・パースペクティブ」は、最初の特集として税制改革のシンポジウムの記録を掲載した。

巻頭に論文を寄せたブルッキングス研究所のヘンリー・J・アーロンは、1986年の税制改革法に関するエコノミストたちの熱心な参加と論争の事実を紹介し、次の三つの事情が、とりわけ論争を激化させたことを指摘している。

第一は、エコノミストたちは、公平と効率 (equity and efficiency) いずれに 重きをおくかについて、そのウエイトのおき方で意見が一致しなかった。

第二に,エコノミストたちは,効率を改善するにせよ,公平を改善するにせよ,行政管理上の問題を考慮する場合,それをどの程度重要なものと考えるかについて意見が一致しなかった。

第三に、税制改革論争は、主要な分析上の難問が依然として未解決である多くの領域や理論を応用する上で必要なデータが、絶望的なくらいに、適切さを欠いているような領域を明かるみに出したため、意見の一致をみる上での前提むり、

公平か、効率か、という論争を考える上で、具体的な素材となるのは、1986年の米税制改革における限界税率の引下げ問題である。

アーロンによれば、この問題をめぐって、すべてのエコノミストたちの意見 が一致していたのは、限界税率の引き下げが、勤労所得に課税されている人々 に対して、超過負担を軽減するという点であった。

ところが、この共通の認識にもかかわらずエコノミストたちの立場は、具体的な改革案について、三つにわかれた。

第一の立場は、勤労所得への課税における超過負担を軽減するために、提案 された税率のカット(具体的には、税率のフラット化にむかう)を擁護した。

第二の立場は、税率のカットは、たしかに、超過負担を軽減しうるが、同時に、累進税制において、これまで発生してきたエロージョン(タクス・ベースの 浸蝕)を是認してしまう結果となる、と主張した。そして、

第三の立場は、軽減された税率は、もし、その結果税収増があったとすれば、すでに大きくなりすぎているものと、この立場の人々が考える公共部門をさらに大きくする、という危惧を表明した。(この第三の立場の危惧は、現実には杞憂であった。税制改革を実施したレーガン政権は、1987年度に巨額の財政赤字をつくりだし、議会から増税を認めるよう迫られるに至ったからである。)

ここでは、累進税率の取り扱いをめぐって、効率的にして、公平な個人所得税制とは何か? が激しく争われたとみてよいであろう。それ故に、現在の社会構造を効率的で、公平なものにつくりかえる上で、現在の個人所得税制はどこに問題があり、どこをどのように改革すべきものとして把握するかを検討すれば、個人所得税に限定されているとは言え、税制と現代社会の基本的な構造との関係を把握することができるであろう。

そのほか、行政管理上の問題としては、資本所得の指数化、とりわけ、キャピタル・ゲイン、減価償却、利子所得等々の指数化をめぐって、財務省の提案とそれに対する賛否両論が挙げられており、経済的知識や情報の不足の問題としては、「経済の相互依存関係の影響を考慮に入れた租税の転嫁」の理論的、実証的研究のたちおくれ、財政学、国際貿易論、金融論の相互協力の必要性など、多くの不充分さが指摘されている。

個人所得のみならず、資本の諸活動や、その国際的な展開にいたる、社会の

基本的な構造と税制の相互関係は、アーロンの指摘を待つまでもなく、きわめてひろい領域にわたっている。

そこで、社会の基本的構造と税制の関係について、税制改革論者たちは、どのような認識をもっているのか? 税制とは何か? をめぐって検討を加え、その上で税制改革の意義を探ってみることにしよう。

# 1 社会的間接資本としての税制

税制 (Tax System) を社会的間接資本 (Social Overhead Capital) として位置づけ、これによって、社会の基本構造と税制の関係を理論化したのは、G. ブレナンとJ. ブキャナンであった。彼らは、「社会的間接資本としての税制――財政規範に関する立憲主義的展望――」と題する論文において、理想的な税制とか、経済成長のための税制とかの課題を考える前提として、より「ベイシックな」考察を必要とすると考え、税制についての彼らの見解をつぎのように述べている。

「オーソドックスな財政学においては、税制はセットになった一連の道具 と 考えられており、その道具を用いて、『政府』は、ある政策目的を追求するものとみなされる。これに対して、我々の『立憲主義的』展望においては、税制は『セットになったルール』とみなされ、そのルールのもとで、統治体を構成する諸個人は、『彼ら自身の』もつ諸目的を追求する。これらの目的の追求は、集団的におこなわれることもあれば、私 (個人) 的に、おこなわれることもある。」

ブキャナンらは、ここで、税制を政府の手にある 道具 とみる考え方から、「ルール」の集合とみる考え方への転換を示唆した。 このような 転換が可能となるためには、このルールの制定が、統治体の構成員によって、きわめて民主主義的におこなわれたものとみなす、という前提が必要である。そして、その前提は、単に多数決できめられたというだけではなくて、統治体を構成する諸

個人の間に経済的生活の上での大差がなく、したがって、社会の情報へのアプローチにおいても、政治的な行動の自由においても格差がほとんどない、という「実質的な平等」が必要である。

しかし、現実の社会において、このような条件が充足されることはまず不可能であって、実際には富裕な階級、中産階級、貧困な階級といった大きな格差が存在する。もし、この経済上の格差が、統治体における政治的な力に反映したとすれば、税制の法的表現である税法と、法の執行体制をになう税務行政は、ルールの集合体としての税制を反映するだけではなくて、議会における形式上の多数派(これは、富裕階級と中産階級の同盟関係を反映することが多い)の利益を法と行政を通じて、社会の構成者全体に強制する「手段」としての性格をもたざるをえない。

例えば、1986年の米税制改革が、従来の個人所得税における累進税率を軽減して、「フラット化」に一歩近附き、これによって、高額所得者のエロージョン(タクス・ベースの浸蝕)を是認してしまうとすれば、この側面からみた税制改革は、「富裕者の減税」であり、公権力による富裕者の擁護であって、これを税法と税務行政に執行させる限り、税法と税務行政は、「富裕者のための減税という目的を達成するための道具」である。この点からみれば、いわゆるオーソドックスな見地、つまり、税制を政府が、ある政策目的を追求する手段=道具とみる見地は、一定の正当性をもっているといわなければならないであろう。

同時に、税制改革論争にあたって、多くの論者が一致した点、つまり、勤労 所得に対する減税の必要性から、累進税率の手なおしをおこなうという点に限 定すれば、税制は勤労所得を手にする社会の大多数者の生活からくる共通の欲 求を表現し、このルールのもとで、人々は、勤労所得を確保しつつ自分たちの 欲求を実現してゆくことになるであろう。

このようにみてくると、現代社会における税制は、たえず、二つの面をもち、 一方ではあるグループの利益を実現するための政府の道具として、他方では、 社会の構成員が欲求を実現してゆく場合の「ルールの集合体」として、二重性 をもつことがわかる。

ブキャナンらは、この二重性の一方の側面を提示してみせたのであって、この着想は、大変に興味ある内容をもっている。

では、ブキャナンらは、このルールの集合体としての税制を社会構造とのかかわりにおいて、どのように把握しようとしているのであろうか?

「我々の主張の中心点は,税制が……『社会資本』に相当する役割を果たしているということである。それは,作動しつつある税制は,形成してゆくにもコストがかかり,破壊するにもコストがかかる,という意味においてである。これらのコストは,税法がすべての法と事実上,同じように,税法の価値は,その予測可能性と確実性に依存するが故に,とりあえずは,上昇するのが普通である。税法におけるたび重なる変化は,税法が本来ならば提供するはずのものの大部分を破壊する。換言すれば,税制は『準憲法的な位置』を占めているものと見なされるべきである。すなわち,税法は,単に政治過程の産物であるのみならず,とりわけ,その枠組みの内部で,政治的な意思決定や市場的意思決定が行われる『文脈』(context) の重要な部分を表現している。

他方,この『文脈的な』役割は、一連の私的な市場における意思決定は、 —何をいつ、消費すべきか、危険をおかすべきかどうか、どのくらいを貯蓄 し、いかにして、貯蓄を保持すべきか——すべて、決定的に税構造が組織され ている方式に依存している。

税制は、また、集合的に提供される財とサービスに対して『コストを配分する調整過程』(cost-sharing arrangement)と、投票者=納税者が政治的メカニズムを通じて、かかる財やサービスを『購入する』場合に直面する『価格』を決定するが、このことは、自明のことでもなければ、決定的に重要なことであるともみなされて来なかった。この意味において、税構造は、税制に由来する政治的現実の多くの他の……側面よりも、さらに基本的な、社会的フレームワークにおけるエレメントである。」

ここで, ブキャナンらが念頭においているのは, 税制が集合財, あるいは公 共財とその提供する公共サービスという公共支出の側面(公共財の供給)と, 納 税者が、どれぐらいの税額を分担するか、という意思の決定とのかかわりにおいて、公共サービスの対価としての「価格」を支払う側面(公共財の需要)との間に「橋をかけている」という文脈である。この事態、あるいは、文脈のもとで、統治体の構成員が、自分たちの欲求を充足するために、家計支出のうち、どれだけを納税にふりむけるべきかを決定する。この「ふりわける」際には、消費者としての「統治体の構成員」の経済行動のすべての領域と、税制全体の広範囲にわたる影響力との関係が問題となることは言うまでもない。

ブキャナンらの把握によれば、税制は予算を中心とした財政のシステムの基 礎的なエレメントであるとともに、統治体の構成員の公共選択を媒介として、 社会的なフレームワークの基礎的なメレメントでもある、という結論に至って いるのである。それ故に、社会資本、あるいは、社会的間接資本としての税制 と言うとき、その含意は、一方において、税制は、すべての個々人の経済活動 に予測可能性と確実性をあたえる、という意味と、他方において、税制は、集 合財、あるいは公共財のコストを人々が、どのような形で分担するかを決定す るメカニズムを表現している、という二つの意味が念頭におかれているとみて よいのである。

税制は、一種の「準憲法的な」枠組みであるとすれば、憲法、あるいは「コンスティテューション」と呼ばれるものの定義を明確にしておく必要があるが、ブキャナンらは、「コンスティテューション」の意味するところを「個人が社会構造のなかで、相互に作用を及ぼし合う様式を決定するルールのセットされたもの」と定義する。では、社会のコンスティテューションのエレメントとは、どのようなものか? それらは、ブキャナンらによれば、

- (1) 人格と財産の双方に対する一連の「権利」
- (2) 他の諸個人に対して、かかる権利をみとめさせるための強制の構造
- (3) これらの権利が交換されうるものならば、いかにして交換するかに関する一連のルール
  - (4) 集団的意思決定をいかにおこなうか、に関する一連のルール
  - (5) かかる集団的意思決定がいかなる領域に適用されるかについて、領域を

特定する一連のルール、である。

これらのルールは,成文法の形をとることもあれば,必ずしもそうでなくて,暗黙の了解, あるいは, 相互了解 (emergent and consensual understanding) を 反映することも多い。

このように定義されたルール、あるいはエレメントを租税にかかわる領域に適用すると、そこでは「フィスカル・コンスティテューション」を、公共部門 (ひろい意味での) の租税と支出の構造 をあらわす 社会経済ゲームに関するルールと定義することができる、とブキャナンらは考える。個人が、集団的に行動するとき、集団のなかで、他人とのかかわりにおいて、してよいことと、してはいけない制限事項があるとすると、フィスカル・インスティテューションにおける制限の一つは、財産の取得に関するものであろう。政治家、行政官、官僚が私的な利用をめざして、税収の直接的な流用をおこなうことはこのルールによって禁止されることなどは、その一例である。

税制に関するこのようなアプローチは、従来の支配的な財政学において、しばしばみられたように、特定の「達成されるべき成果」――効率、公平、完全雇用、経済成長――に関する規範に重点をおくのではない。このような成果を生みだしうるルールに中心的な関心をよせる、と彼らは主張する。

ルールへの関心は、個人が、何か行動をおこそうとするとき、他人の行動を予測するわけであり、この予測が、双方にとって困難であればあるほど、集団の内部には、「カオス」が生まれる。ルールは、これらの人々の行動における予測可能性 (predictability) を生みだすのであって、このルールにもとづいて行動すれば、意味のある秩序をもって、本来は特徴づけられる「社会的結果」に到達してゆく。ルールは、個々人にとって他人の行動の不確実に対して、ある限界を設け「社会的効率性」を促進すると考えられよう。

ここでは、社会的間接資本としての税制は、個々人の経済行動や、納税の結果に対して、「予測可能性」をあたえて、 不確実性やリスクを減少させ、 私有権や個々人の権利を保障しつつ、政治家、行政官、官僚の私的利益にもとづく

租税の濫用から人々の権利を守るものとして位置づけられる。

それ故に、もし、税制改革が効率や公平の議論にのみにおわって、ルールの 生成や改変にともなうコストに考慮をはらわないならば、成功に至ることは、 きわめて困難である、ということになろう。

### 2 情報 (ルール) の共有と相互理解

ブキャナンらが、税制を社会的間接資本とかかわらせて論ずるとき、社会資本, あるいは、社会的間接資本をどのようなものとして把握しているか? は、大変に興味深い。

すでにみたように、彼らは、この点について、「形成してゆくにもコストがかかり、破壊するにもコストがかかる」ことを、社会資本の特徴として把握していた。これは、社会資本の特徴づけとして正当であろうか?

1982年に刊行された「経済学百科辞典」(アメリカ合衆国、キングスポート・プレス社刊)によれば、「開発経済学者たちは、『社会的間接資本という用語を……インフラストラクチュアの同義語として使用する。社会的間接資本または、一つの産業だけではなく、より多くの産業にサービスを提供しうるような産出高を生みだしうる投資は、経済的間接資本(economic overhead capital)と社会資本(social capital)にわかたれる。

経済的間接資本は、道路、配電システム、電気通信等々のために必要な資本 蓄積を意味し、社会資本は、教育、健康、警察、防火等々のようなサービスへ 9) の投資である。」

社会的間接資本を,経済的間接資本と社会資本にわかつ,とすれば,税制は 教育,健康,警察,防火と並んで,社会資本の分類に入ることは確かであろう。 その上で,社会資本を蓄積するにせよ,破壊するにせよ,大変にコストがかか る,という社会資本の特徴は,何に由来すると考えるべきか?

先の「経済学百科辞典」によれば、「経済的 インフラストラクチュアの 共通

した特徴は、高水準の初期固定費用と、操業過程における相対的に低い可変費用である。その便益は多くの多様なグループに及ぶので、その価値は、多くの場合、正確に測定することは困難である。」と指摘されている。言うまでもないことであるが、「高水準の初期固定費用 (high initial fixed cost) は、「形成」にあたっても、「破壊」にあたっても、高いコストを必要とするとの含意があるので、ブキャナンらにならって、税制を一種の社会資本としてとりあつかうことは、一定の根拠があると考えられる。

しかし、最近の生産諸力の進歩の現状をみると、初期投資が大きくて、限界費用は減少してゆく、という古典的な社会的間接資本や社会資本のイメージは、かなり、くずれてきていることも事実であろう。例えば、電気通信事業のように、「自然独占」を必要とすると思われていた事業でも、機械や装置の進歩によって、小型化、軽量化、総合化、システム化がすすむと、初期投資の金額が低下する一方、日常の経常業務においてさえ、つねに付加価値や付加サービスが求められ、システムの維持、保全、改良に従来より多くのコストがかかりうるという傾向が見られる。

また、教育や健康など、社会資本の分野においても、生産諸力の進歩や、生活様式の多様化とともに、より専門化されたサービスをより総合的に供給するシステムが必要とされるようになり、情報ネットワークの形成には、それほど多くの費用がかからずにすむかわりに、経常サービスにおける研究、教育、訓練には、より多くのコストが必要とされるに至っている。

社会資本の整備や破壊にコストを要する, というとき, 初期投資の大いさだけに注目していたのでは, コストの大いさを把握することはむずかしい。

それでは、初期投資の大いさ以外に、形成と破壊におけるコストの大いさを 規定する要因は、どこにあるのか? 先の「百科辞典」は、この点について、 いまだ説明をあたえていない。ただ、定義や特徴のなかで、注目すべき指摘と して、次のような一文がある。「インフラストラクチュアの 概念を考察 すると き、多様性 (diversity) の概念をどのようにとりあつかうかの問題 があるが、 この視点が、どの程度、必要か、については、意見が一致していない。経済発 展にとって、インフラストラクチュアは、その多様なユーザーを結びつけ、支援することによって、国民生産物のより高い水準を普遍的なものとする上で、12) 必要な産出物とサービスを提供するものと考えられる。」

ここで、著者は「多様なユーザー」の存在が、インフラストラクチュアや社会資本の特徴とかかわっていることを示唆しているが、この点の展開はおこなわれていない。ブキャナンらの分析は、税制の検討にあたって、多様な目的をもって行動する個人に「予測可能性」をあたえるものとして、「社会資本としての税制」を考察したため、この点から、予測における不確実性が増大してゆけば、不確実性にもとづく混乱と、それにともなうコスト、つまり、一種の浪費が増大すると考えた。もし、税制改革が、この不確実性を増大させるとすれば、それは、大きなコストをともなう。いわゆる「朝令暮改」式に税制改革をおこなえば、このコストは、ますます大きくなってゆくにちがいない。税制とそのルールについての情報を多様な目的をもつ人々が共有し、人々が相互に理解しあう度合いが、大きければ、大きいほど、このコストは小さくなるであろう。税制は、個々人や集団の意思決定のための情報を伝達する「にない手」なのだから、この「にない手」に動揺されたのでは、意思決定がうまくゆくはずはない――これが、ブキャナンらの考え方であった。

このように考えてくると、税制改革にあたって、例外的な特別措置を廃止したり、税の「抜け穴」をふさぐことは、人々の予測可能性を高め、行動のみとおしに確実性をあたえるので、「是認しうる改革」となり、反対に国民の合意と理解が充分に得られないままに例外や、手なおしをたえず必要とする税制をつくりだすことは、社会資本としての税制をつくる上で高くつき、過去の社会資本を破壊する点で、これもまた、高いコストを必要とするであろう。

より具体的に、税制改革の費用と便益についての考察を試みるとすれば、この点は、さらに明瞭となるであろう。例えば、所得税制の基本を維持しつつ、複雑化した租税特別措置を廃止してゆく、という税制改革は、税制改革に必要な行政費用はほとんどかからず、従来は「例外」を申告させ、とりあげて審査し、処理し、執行する、といった形で、必要であった行政費用を不要にする。

しかも、税収はふえ、納税者は「例外」を期待せず、確実な見通しをもって経済活動を行うので、この点での不公平やリスクは減少するであろう。税制改革における費用と便益の計算は、このような視野をもって、社会的費用と社会的便益を評価しつつすすめられる必要がある。

### 3 コミュニケーションと税制

社会資本の提供するサービスの特徴は、「ユーザーの多様性」である。 という意見を手がかりとして、社会資本としての税制、という概念にアプローチを試みる場合、いま一つ、注目すべき問題は、「ユーザーの多様性」が、 ユーザーによる費用負担に関する意思の決定と密接に結びついている、ということである。

もし、民主主義的な憲法と税制の存在する社会を念頭においた場合、この社会の主権者である納税者たちは、自分たちで費用を負担しあって、自分たちのために公共サービスを提供するものとして公共部門をつくりだし、自分たちの多様な欲求を公共部門によりつつ充足しようとする。この際、公共サービスの便益は、公共支出によって充足せられ、その費用は、納税者によって分担される、と一応は考えてよい。「一応は」というわけは、公共部門のになう社会の共同業務は、商品生産と所得の階層間格差が存在し、その格差が拡大しつつある社会においては、しばしば、「共同業務の疎外体」に転化し、公共部門が、ある階層の利益にしたがって、租税を占有する国家権力機構に変質させられるからである。

それ故に、納税者の意思決定は、憲法と税法の民主主義的条項を手がかりとして、公共部門を本来の姿に再生する方向を展望しつつ、年々の税負担と公共サービスのあり方とを改善してゆくこととならざるをえない。税制は、この場合には、政府の政策として、効率や公平を推進する手段としてではなくて、社会の財政活動における納税者相互間の合意を形成し、社会の資源を公共部門に

配分するための「コミュニケーションのにない手」として位置づけられうる。 ここで、ブキャナンらの主張から一歩離れることにしよう。なぜなら、社会資本を「コミュニケーションのにない手」としての機能や構造から検討してゆく試みは、経済学において、いまだに未展開であり、法や税法をふくむ法制をコミュニケーションのにない手とし、また、それを根拠として、鉄道、通信手段、学校、病院などと同様に社会的間接資本、あるいはインフラストラクチュアとして位置づける試みは、まだ、充分に展開されているとは言い難いからである。また、ブキャナンらの考察は、憲法や民主主義的税法をもつ社会を純粋化された理論のモデルを用いて考察しているため、民主主義制度と貨幣経済や所得格差の拡大との関係を考察する手がかりを欠いており、それ故に、公共部門の「疎外された姿」については、全く検討されえないモデルを用いているからである。従来の叙述のなかで、ブキャナンらの理論を検討するとき、この問題は付随的に言及しただけであるが、これからの検討では、民主主義的法制と貨幣経済や所得格差の拡大との関係を念頭において、展開してみることにしよう。

いま、社会を構成する人々が、それぞれの多様な欲求をもち、また、さまざまな分業あるいは、職業に従事しているものと仮定しよう。この仮定は、仮空のものではなくて、いわゆる商品経済が存在するもとでは、必ずある基本的な姿――分業と私的所有のもとでの商品交換をおこなう経済――を意味している。この経済において、構成者たちが、自分のもっている財やサービスを他人と交換して、自分の欲する財やサービスを手に入れるメカニズムとは、どのようなものであろうか?

分業と商品経済を体系的に分析したアダム・スミスは、このメカニズムの解明において、二つの問題に注目した。

第一は、分業と交換にあたって、社会の人々が、一人一人のもつ財やサービスをつくりだす過程に注目したとき、一人一人の「才能の差異」(例えば、学者と石炭運搬人)が、社会の共同の資産(コモン・ストック)として相互に認識しあえるコミュニケーションの場、あるいは手段が必要である、ということであ

る。彼によれば、説得とそれにもとづく、個人の利益の追求が社会の利益ともなるという相互の了解、そして、契約こそ分業と私的所有の社会を生かす根幹である。かかる契約が、説得と相互了解を社会的に公認したものとしての成文法にまで高められてはじめて、人々は安心して取引を拡大でき、ブキャナン流に言えば、社会的効率は大変高くなる。

コミュニケーションの場を提供するには、交換する人々の範囲の空間的ひろがりと、取引における公正さ、確実性の見通しをつけてゆくことが必要である。前者が交通、通信の手段の発展によって、後者が成文法とそれを生かす公正な商習慣によって確立されるであろうことは言うまでもない。かくして、才能の共同資産化をになうコミュニケーションにあたって、コミュニケーションのための物的、技術的手段と、法制とは、もっとも重要な意味をもつインフラストラクチュアである。

スミスの時代における市場のひろがりをもたらすものは、何よりも水運であった。彼は水運と市場の拡大についてその効用を説いたのち、つぎのように言う。

「水運の利益はこのようなものであるから,技術や産業についての最初の諸改善が,この便益のおかげであらゆる部類の労働の生産物の市場が全世界に開放されているところでおこなわれ,そしてつねにずっとあとになってから,それらがその国の内陸諸地方にひろがる,ということは自然である。その国の内陸諸地方は,長期間,周辺の地方以外にはみずからの財貨の大部分のための市場をまったくもつことができず,海岸や航行可能な大河川から切りはなされていたのである。それゆえ,内陸諸地方の市場の広さは,長期間,その周辺の地方の富や人口濃密に比例せざるをえなかったし,したがってまたその改善も,つねにその周辺の地方の改善にたちおくれざるをえなかった。わが北アメリカの諸植民地(colonies)では,栽植はいつでも海岸か,または航行可能な河川の岸かのいずれかを追いながらすすめられたのであって,この両者からよほどの距離にまでひろがるばあいはほとんどどこにもなかったのである。」

第二は,財やサービスを交換するにあたって,社会の誰もが,それをもって

おりさえすれば、何物でも購買でき、誰もが、それを手に入れることを欲する もの、つまり、貨幣をつくりだす必要がある、ということである。

スミスは言う。

「いったん分業が徹底して確立されると、人間が自分自身の労働の生産物によって充足しうるところは、そのもろもろの欲望のなかのごく小さい一部分にすぎないものになる。かれは、自分自身の労働の生産物の余剰部分のなかで、自分自身の消費をこえてあまりあるものを、他の人々の労働の生産物のなかで、自分が必要とするような部分と交換することによって、そのもろもろの欲望のはるか大部分を充足する。こうして、あらゆる人は、交換することによって生活し、つまりある程度商人になり、また社会そのものも、適切にいえば一つの商業社会(commercial society)に成長するのである。」

この商業社会における問題は、スミスによれば、つぎのようなものである。

「しかしながら、分業がはじまったばかりのときには、この交換力の活動は、はなはだしく妨害されたり、ゆきづまらされたりしたにちがいない。ある人はある一定の商品を自分自身が必要とする以上に所有しているのに、もう一人の人はそれ以下にしか所有していない、と仮定しよう。その結果、前者はこの余剰物の一部分をよろこんで処分するであろうし、また後者もそれを購買するであろう。けれども、もしこの後者がたまたま前者の必要とするものを一物も所有してないならば、かれらのあいだにはどのような交換もおこなえないであろう。肉屋は、その店に自分が消費しうるより多くの肉をもっており、しかも酒屋とパン屋のおのおのは、その肉の一部分を購買したいと思っている。ところが、かれらはそれぞれの職業の異なる生産物以外には、交換に供すべき一物もなく、しかも肉屋は、自分がいますぐ必要とするくらいのパンやビールはすでにその全部をととのえているのである。このばあい、かれらのあいだにはどのような交換もおこなえないであろう。かれがかれらの商人になることも、またかれらがかれの顧客になることも、ともにできないであろうし、そこでかれらのすべては、たがいにあまり役だたないということになる。」

そこで、ある商品が、貨幣として選ばれる。

「このような事態の不便を避けるために、分業が最初に確立されたのち、社会のあらゆる時代のあらゆる慎慮の人は、自分自身の勤労に特有な生産物のほほかに、あれこれの一商品の一定量、すなわち、たいていの人がそれとかれらの勤労の生産物とを交換するのを拒むまいとかれが考えるようなあれこれの一商品の一定量を、いつでも自分の手もとにもっているというようなしかたで、160 自分が当面する問題を処理しようと自然に努力したにちがいないのである。」

貨幣の成立やその必然性についてのスミス以後の研究は、商品の価値を測定 する上で、金など特定の商品の使用価値量を用いるに至る過程をより厳密に論 証した。スミスは、この点で貨幣成立の必然性について、充分な検討を加えた とはいえないけれども、貨幣が商品を取引する人々のコミュニケーションをに ない, 価格と品質を比較考慮しうる評価の基準を提供していた, という点を, とくに強調している。これは、スミスの貨幣把握における特徴の一つであった。 「しかしながら、物々交換が終息して貨幣が商業の共通の用具になると、あ らゆる個々の商品は、ある他の商品と交換されるよりも、いっそうしばしば貨 幣と交換される。肉屋は、パンまたはビールと交換するために、自分の牛肉や 羊肉をパン屋や酒屋にもって行くことはめったになく、かれはそれらを市場へ もって行き、そこでそれらを貨幣と交換し、そのあとで、この貨幣をパンやビ ールと交換する。かれが牛肉や羊肉のかわりにえた貨幣の量は、かれがそのあ とで購買しうるパンやビールの量をも規定する。それゆえ、パンやビールの量 によって、つまりかれがもう一つの商品の介在によってはじめて交換しらる諸 商品の量によって、牛肉や羊肉の価値を評価するよりも、貨幣の量によって、 つまりかれがこれらと直接に交換する商品の量によってそうするほうが、かれ にとってはいっそう自然であり、自明であって、かれの屠肉は、3ポンドまた は 4 ポンドのパンに値いするとか, 3 クォート (quart) または 4 クォートの弱 いビールに値いするとか、というよりも、むしろ1ポンド当り3ペンスまたは 4ペンスに値いするというべきものなのである。こういうわけで、あらゆる商 品の交換価値は、労働の量か、またはそれと交換にえられる他のある商品の量 か、のいずれかによって評価されるよりも、貨幣の量によっていっそうしばし

ば評価される,ということになるのである。」

貨幣が、このように商品を個々人が評価する場合の共通の媒介物となるとすれば、貨幣は、あきらかに商品取引における人々のコミュニケーションのにない手である。

スミスにあっては、水運のような交通手段と並んで、貨幣もまた、分業に従 事し、交換をおこなう人々のコミュニケーションのにない手となる。

いま,交通手段と貨幣が,商品を取引する人々のコミュニケーションをにな うとすれば,このコミュニケーションの内容をより具体的に検討する必要があ る。この内容は,スミスによれば,分業による社会の進歩をすすめる上で決定 的に重要な意味をもっていて,ある意味で近代的な人間社会を特徴づける。

スミスの理解によれば、分業は人々の才能を開発する上で、決定的に重要な 意味をもつ。

「さまざまの人の生得の才能の差異というものは、われわれが気づいているよりも、実ははるかに小さいものであって、さまざまの職業にたずさわる人々が成年に達すると、天分にひじょうな差異があっていかにも他をひきはなしているように思われるけれども、多くのばあい、それは分業の原因というよりもむしろその結果なのである。もっとも異質的な人物のあいだの差異、たとえば哲学者と街頭のありふれた荷運人とのあいだの差異にしても、それは生得のものから生じるというよりも、むしろ習癖・習慣および教育から生じるように思われる。かれらがこの世に生れでてきたとき、つまりその生存の最初の6年ないし8年のあいだというものは、かれらはおそらくはひじょうによく似ていたであろうし、またかれらの両親もあそび仲間も、なに一つとして顕著な差異をみとめなかったであろう。その年ごろかまたはその後まもなく、かれらはひじょうに異なった職業に従事するようになる。このときになると、才能の差異が注意をひくようになり、そのひらきがだんだんと拡大するのであって、とうとう哲学者の虚栄心というものが、ほとんどなに一つの類似をもみとめたがらぬまでになるのである。」

分業が人々の才能を開発し、学者と荷運人の才能の差異の原因を、かくも、

透徹した視力によって洞察したアダム・スミスは、この差異が商品の交換を通じて社会の共同の資産(コモン・ストック)に転化してゆく過程を次のように解明している。

「人間のあいだでは、もっとも異質的な天分こそがたがいに 有用 なのであって、それぞれの才能のさまざまな生産物は、取引し、交易し、交換するという一般的性癖によって、いわば共同資産のなかにもちこまれるのであるから、あらゆる人は、自分が必要とする他人の人々の才能の産物のどのような部分をも、そこから購買することができるのである。」

ここに言うコモン・ストックは、分業によって開発された個々人の才能が、商品の交換における取引者相互の了解を通じて、社会の共同資産を形成する、というスミスの考え方を理論化したものである。言うまでもなく、コモン・ストックが成立するためには、交通手段・貨幣などのコミュニケーションのにない手の存在が前提となり、その上で、分業によって、一人一人の才能が発展し、それが、才能の成果である商品の交換を通じて、人々の欲求を充足してゆくというルールを人々が共通の認識としてもつことが必要である。このルールが確実であればあるほど、人々は安心して、分業と商品生産を発展させることができる。すでに述べた成文法は、このルールを示すものであって、取引における確実性は、ルールにあってこそ、増大することができる。

スミスは言う。

「自分自身の労働の生産物の余剰部分のなかで、自分自身の消費をこえてあまりあるすべてのものを、他の人々の労働の生産物のなかで、自分が必要とするであろうような部分と交換しうるという確実性が、あらゆる人を刺激して特定の職業に専念させ、その特定の種類の仕事についてかれがもっている才能または天分がおよそどのようなものであろうとも、それを発展させ、完成させる21)のである。」(傍点は引用者)

スミスの考察においては、税法はまだ登場しないが、成文法のうちに税法を 考慮に入れるとすれば、そこでは、この「確実性」をそこなわないための原則 が必要となる。これは、通例、アダム・スミスの租税原則として普及されてき たものであって、それは、次のように定式化されている。

- (1) 公平・各々の能力にできるだけ比例的に課税する。
- (2) 確実・支払の時期,方法,金額は簡単で明瞭でなければならない。
- (3) 支払の便宜・納税者の便宜にあわせて徴税する。
- (4) 徴税費の最小・人民の産業活動を阻害せず、資本金を奪わず、最小の徴 22) 税官によって厭な検査なく納税しうること。

かかる定式化の中心問題は、徴税権が納税者に命令するのではなく、税法によって、つまり、租税法律主義によって、確実な見通しのもとで納税し、経済活動をおこなうということであり、スミスの言う商業社会の維持と発展のための不可欠の条件であった。税制の公正、簡素、確実、徴税権に対する民主主義的規制は、社会の基本的なインフラストラクチュア、――成文法(憲法)、交通・通信手段、貨幣制度が人々に確実なみとおしの下でのコミュニケーションを保障し、社会に共同資産(コモン・ストック)が形成される上で、この形成を妨げないための重要な前提の一つだったのである。

では、ここで、スミスも、そして、ブキャナンも立ち入らなかった問題、すなわち、貨幣経済と、階層間所得格差の拡大という条件の下で、成文法とその機能は、いかなる変化をとげ、コモン・ストックは、どのような方向に変化するか、を改めて問わなければならない。そして、税制の性格が、このような変化のもとでどのように変質してゆくかを考え、税制を本来の姿にもどすという課題との関係で、改めて税制改革を論じなければならない。

### 

スミスの想定した商業社会は、分業による人々の才能の発達と社会の共同資産の形成、つまり、才能の差異を共同資産としてゆく社会を展望した。この社会は、人々に成文法、交通・通信手段、貨幣制度などのコミュニケーション手

段, あるいはインフラストラクチュアを通じて、自分たちの仕事(分業)と共同資産の形成による社会の発展に確実性, あるいは、予測可能性をあたえて、 進歩を保障し、人々の欲求の充足をより高いレベルで実現するはずであった。

しかし、資本主義社会は、貨幣経済の発展と階層間所得格差の拡大という条件のもとで、彼の予測とは異なった、多くの困難、とりわけ、「確実性」の反対物である不確実性を生みだし、たえず、拡大再生産してきた。

まず、交通・通信手段の発展は、たしかに市場を拡大したが、同時に貨幣経済のもとでは、各国の生産者に国際的競争をもち込み、技術や販路についての情報をもち、資金力を有するものは生き残れるが、かなり多くの経営が採算がとれずに没落するという結果をともなった。貨幣経済は、たしかに分業と商品生産の規模を拡大するが、同時に、貨幣を獲得するための生産によって、自分たちの生産によってつくりだしたものが、社会にとって有用で、かつ、必要かどうかについて確実なみとおしをもつことを大多数の生産者にとって不可能にした。

これは、通常、物象化といわれる事態であるが、この物象化だけでなく、資本が集中せられ、資本一賃労働関係が拡大し、土地所有者と資本家の分業関係が拡大するようになると、人々は分業の成果が共同資産となって人々の福祉にはねかえるという確実な見通しが困難になるだけではなく、さらに一歩をすすめて、生存や生活を維持する必要に迫られて、貨幣を入手するための手段として、分業やある職業に従事するようになる。いわゆる資本関係は、人々に「疎外された労働」をもたらすので、生産者は、いくら分業に従事しても、その成果が、共同資産の形成を媒介として、自分たちに還元される、と期待するわけにはゆかない。彼らと共同資産形成のメカニズムとの間には、資本家や地主が介在して、共同資産の形成にもとづく利益を私的に占有してしまうからである。ここに階層間の所得格差が拡大してゆくとすれば、働く人々は生活のために、ある職業からはなれることはできなくなり、交通・通信手段や貨幣制度も、利潤や地代の極大化のための手段として位置づけられ、成文法は名目化して、資本家と労働者の契約は、形式上は平等でも、実質的には不平等化し、場合によ

れば、形式さえ不平等となることさえある (産業革命期の婦人・児童労働)。このような条件の下では、税法も資本家、地主に対しては、スミスの原則が生かされても、大多数の納税者は、大衆課税の対象となり、不公平、不確実、複雑、徴税権の拡大が惹き起こされる。

資本蓄積の進行とともに、産業恐慌が拡大・再生産され、貨幣制度を個別化 し、活用する金融界の資本が成長すれば、投機や信用不安が、この傾向を拡大 する。今や「不確実性」は、資本家や地主にとっても、現実のものとなる。

このような傾向——これは、多かれ、すくなかれ、現代の経済にも存在する——のもとで、成文法の内実をとりもどし、交通・通信、貨幣制度等々を国民の民主主義的な統制下におき、税制におけるスミスの原則を再生する、という問題が登場してくる。もし、かかる民主主義的統制や、再生の手がかりが、人権の経済的基礎を保障する社会立法や、インフラストラクチュアを住民本位に、計画的に整備する民主主義制度や、公平、確実、便宜、徴税法の民主主義的規制などの税制改革によって得られたとすれば、その限りにおいて成文法、インフラストラクチュア、税制等々は、社会の共同資産を社会のものとして、回復する手がかりを得たこととなるであろう。

税制改革は、このような意味において、社会のコモン・ストックとのかかわりをもち、納税者の真の意味での活力を回復しうる手がかりとなりうるのである。

(88. 1. 10)

- 1) Henry J. Aaron, Symposium on Tax Reform, AER, Economic Perspectives—Vol. I, Nr. 1, Summer 1987, p. 7.
- 2) Ibid., p. 8.
- 3) G. Brennan & J. Buchanan, The Tax System as Social Overhead Capital: A Constitutional Perspective on Fiscal Norms, D. Biehl, K. W. Roskamp, W. F. Stolper, ed., Public Finance and Economic Growth, Proceedings of the 37th Congress of the International Institute of Public Finance, Tokyo, 1981, Detroit, 1983, p. 41.
- 4) Ibid., p. 42.
- 5) Ibid., p. 43.

- 6) Ibid., p. 43.
- 7) Ibid., p. 44.
- 8) Ibid., p. 45.
- 9) B.S. Katz, Infrastructure, K. Sokoloff, N. Warren and A. Gray ed., Encyclopedia of Economics, 1982, p. 523.
- 10) Ibid., p. 523.
- 11) これらの傾向について、豊富な事例を示しているのは、W. Adams, The Structure of American Industry、7th Ed., 1986. 金田重喜訳、創風社、1987年、「しかし、ひとつの小さな雲が将来に差迫っていた。ATT執行役員へのベル研究所のある要約報告は、新技術は新企業、新製品、新システム、新ハードウェアを大量に生産するかもしれない、と示唆した。これらの会社は長距離サービスと設備生産で競争関係をつくり出すことができるし、おそらく自然独占が永続することはないだろう、とベル研究所は主張した。

だがその年は1961年であった。電気通信サービスへの他企業の参入——般には考えられないと思われた——は、自然独占、50州の公益事業委員会、FCCの前提と矛盾した。ベルの戦略は外来の衝撃に耐えてきたのであり、ベル・システムの諸政策は予知可能な将来のためにも有効であるように思われた。だが、他企業の参入は1960年代末に実際に始まった。FCCは周辺電気通信市場への撰り抜きの接近を奨励した。FCCの行動は煮えきらず、試験的なものであった。

だが、ATTの視角からは、たとえわずかであろうとも、競争は規模の経済のはなはだしい侵害を構成した。参入に対するベルの反発は再び反トラストの炎を燃え上がらせ、1974年に司法省はベルの垂直的組織の解体を求めた。

ATTは自らの政策と組織を活発に防衛した。ATTは議会に説明までしたが、この反トラスト訴訟に対する立法上の解決策はなく、訴訟は際限なく続くように思われた。

ついに、1981年にウイリアム・バクスター司法副長官と交渉が始まり、同年末に解決にこぎつけた。ATTは正式に23 [22が正しい]のベル事業会社を切り離すことに合意し、約80万人の従業員は新しい雇主のために働くことを知った。わが国最大の会社の解体は本当に困難な仕事であった」(399—400ページ)である。

- 12) B. S. Ketz, op. cit., p. 523.
- 13) 池上惇「情報化社会における税制改革インフラストラクチュアとしての税制の 視点から」『税』41巻5号(1986年5月)。
- 14) 池上惇「社会の共同資産と財政学A・スミスにおける common stock の概念を中心として」経済論叢, 140巻1・2号(1978年7・8月), 同「人間発達史観」青木書店, 1986年, 第 I 章を参照。
- 15) A. Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Na-

tions, 1776, Edited by E. Cannan, 大内兵衛, 松川七郎訳「諸国民の富」岩波書店, 第1分冊, 128ページ。

- 16) 同上, 133-134ページ。
- 17) 同上, 154-155ページ。
- 18) 同上, 121ページ。
- 19) 同上, 123ページ。引用文中, 共同資産とあるのは, 大内, 松川訳では共同資財と訳されている。引用者の検討によってコモン・ストックを共同資産と訳出した。
- 20) 池上, 前掲論文, 前掲書におけるコモン・ストックの叙述を参照。
- 21) A.スミス, 前掲書, 120-121ページ。
- 22) 同上,第5篇,第2章,第2節「租税について」を参照。